

## 第34回豊島廃棄物処理協議会

日時：平成27年2月11日（水・祝）13：00～14：20  
場所：ホテルパールガーデン 讃岐（B）

### I 出席協議会員（16名）

#### ①学識経験者

（会長）岡市友利、（会長代理）植田和弘

#### ②申請人らの代表者

大川真郎、石田正也、中地重晴、山本彰治、濱中幸三、○安岐正三、石井亨

#### ③香川県の担当職員等

○田代健、川田浩司、山本泰、大山智、大森利春、三好謙一、武本哲史

※○印は議事録署名人

### II 傍聴者

#### ①豊島3自治会関係者 9名

#### ②公害等調整委員会審査官 遠山敦士

#### ③報道関係 7社（四国新聞、読売新聞、朝日新聞、毎日新聞、山陽新聞、NHK、 K S B 瀬戸内海放送）

### III 議事

司会から、次の報告があった。

- ・公害等調整委員会から遠山審査官の出席

#### 岡市会長挨拶（要旨）

- ・徐々に処理が進む中で、問題点を議論し、調停条項に従って、共創の理念でもってこの会議を進行したい。
- ・本格処理を開始してから11年5カ月が経った。あと残された2年1カ月余りの間に、少なくとも廃棄物等の処理を進めなければいけない。その後、地下水処理もあるので、皆様のご協力をお願いしたい。
- ・ただ、残された時間が2年1カ月余りであるから、その間にどれだけ仕事が進むのか。県及び豊島廃棄物等管理委員会等においても、期限内に廃棄物等の処理が完了するよう進めていきたいと思っている。
- ・現在、最後の胸突き八丁とでもいうところへ来ているので、注意して、安全に廃棄物等の処理を全うできるよう努力して欲しいと、お願いする次第である。

### 議題

#### （1）協議会の運営について

- ・議事録署名人に、安岐協議会員、田代協議会員を指名し、了承を得た。

- ・本日の議題に非公開とすべき内容はないため公開とした。

## (2) 豊島廃棄物等処理事業の実施状況について

### ○県側

- ・豊島廃棄物等処理事業の処理実績について、平成27年1月末までの累計で、廃棄物等の処理量合計は722,780トンとなっており、廃棄物等の全体量に占める処理量合計の割合は、現在のところ84.6%である。これは、溶融等の処理を行う廃棄物等の全体量を約85万トンと推計しており、この約85万トンに占める、処理開始から今年1月末までのトータルの処理率が84.6%である。
- ・直下汚染土壌の処理実績であるが、平成24年度末から処理を開始し、平成25年度は3,579トン、また、今年度は1,299トン进行处理している。よって、平成27年1月末までの処理量累計は5,525トンとなっている。現在のところ、計画量に対して処理実績が大きく下回っている状況であるが、廃棄物等を撤去した後の区域について、土壌の汚染の有無を調査判定した後に、処理が必要な土壌は順次搬出している。したがって、直下汚染土壌が、処分地内に大量に滞留しているという状況ではないということをご理解いただきたい。
- ・廃棄物等と汚染土壌を合わせた全体の処理実績について、平成27年1月末までに728,305トン进行处理した。廃棄物等と汚染土壌を合計した全体量を約919千トンと推計しており、それに対する進捗率は、1月末現在で79.2%となっている。
- ・平成26年度の月別の処理実績であるが、廃棄物等の4月から1月までの処理計画は、54,208トンとなっている。一方、処理量合計は、57,612トンとなっており、今年度の廃棄物等の計画に対する処理実績は、106.3%である。このうち、溶融炉だけで比較すると、今年の春先まで、ボイラーダスト閉塞等のトラブルもあったが、それらを含めて、昨年7月の管理委員会で今年度の計画を見直し、溶融炉の計画量を50,445トンとし、それに対する処理実績は51,403トンで、進捗率は101.9%となっている。また、キルン炉については、実績を大きく上回って運転できており、155.7%の進捗率で、廃棄物等のトータルを進捗率は106.3%となっている。
- ・直下汚染土壌の処理実績について、今年度6月末に汚染土壌の搬出のための外周道路を処分地南側に完成させた。現在、第1工区と貯留トレンチ西側付近で直下土壌の掘削完了判定調査を行っており、そのうち基準値を超過してセメント原料化の処理対象となる土壌が一定量確保できれば、三菱マテリアル九州工場に順次搬出している。計画量に対して処理実績が少ない結果となっている現状において、先月、650トンを経済産業省九州工場に搬出したが、処理実績としては2月に計上される予定であるので、この表中に記載はない。また、先ほども申し上げたが、処分地内の掘削現場において、掘削した汚染土壌が大量に滞留しているということではないので、ご理解いただきたい。
- ・次に、今年度4月から1月までの廃棄物等と汚染土壌を合わせた処理計画量、74,008トンに対して、処理実績は58,911トンで、先ほど申し上げたよ

うに直下汚染土壌が計画量に比べて実績の少ないことが影響して、表中の進捗率となっている。

- ・副成物について、鉄及び銅は、それぞれ順調に販売できている。アルミについては、昨年7月に再選別装置を導入し、純度を上げて販売できている。
- ・熔融スラグについては、公共工事等のコンクリート骨材として有効利用している。
- ・粗大スラグの販売量の欄の数字は、粗大スラグとして発生したもののうち、熔融スラグと混合した実績を示している。粗大スラグの処理量は、シルト状スラグ、仮置土とともに、三菱マテリアル九州工場で有効利用されている量である。
- ・副成物の月別の実績であるが、年度別の実績と同様に、鉄、銅ともに順調に販売できている。アルミについては、今年4月から1月までの10ヶ月間で1,394トン余りを再選別して、そのうち34.5トン販売している。熔融スラグについては、公共工事のコンクリート骨材として販売しているが、今年度に関しては、一部、鉛の含有量が基準値を超過したものが発生し、1月までに1,503トンセメント原料として三菱マテリアル九州工場で有効利用した。
- ・粗大スラグであるが、今年度、廃棄物等の土壌比率を上昇させて処理した結果、熔融スラグの成分に不安定な部分があり、粗大スラグを熔融スラグへ混合できなくなり、その結果、粗大スラグ全量を三菱マテリアル九州工場セメント原料として有効利用している。シルト状スラグと仮置土についても、引き続き同工場で有効利用しているところである。
- ・今年度4月から1月までに、豊島側で1,457人、直島側で1,762人、トータルで3,219人の見学者をお迎えすることができた。これで、処理開始以来の累計は、豊島、直島合わせて72,200人余りに見学していただいたことになる。なお、今年度、豊島側においては、昨年度の瀬戸内国際芸術祭の反動かと思われるが、昨年度を若干下回る見学者数となっている。豊島廃棄物等処理事業も終盤となっているので、少しでも多くの方に見学いただけるよう、引き続き広報してまいりたいと考えている。

#### ○住民側

- ・先ほど汚染土壌の処理の進捗状況が良くないという話があったが、それは、底面掘削が遅れたからか、それとも、汚染された土壌が掘削されなかったからか。

#### ○県側

- ・統計的にスパッと数字では申し上げられない部分がある。例えば、先日の豊島処分地排水・地下水等対策検討会等でも説明させていただいたが、30mメッシュでそれぞれ完了判定調査を行っているという中で、1層目でセーフになっているものも結構ある。掘削が大きく遅れているというのではなく、調査した結果、それほど量にはなっていない、もともと推計した量になっていないのかなというのが、今の見方である。いずれにしても、年度末に再度測量するので、きちんとした数値は出していきたいと考えている。

### (3) 第3次掘削計画（平成26～28年度）の変更等について

#### ○県側

- ・昨年7月の管理委員会で報告した掘削計画について、平成26年10月以降の掘削計画を見直し、11月の管理委員会で承認を得たものである。主な変更点は、まず、①直下汚染土壌調査の期間を考慮して、廃棄物底面を早期に出すために、平成28年1月から6月にかけて重機等を増強し、廃棄物等の掘削を前倒しする。変更前の計画と比較すると、廃棄物底面まで掘削する時期は7ヶ月前倒しで実施することになり、これにより廃棄物等の残存量を早期に確定できると考えている。
- ・次に、②北海岸沿いにある現搬出道路下の廃棄物等を掘削する必要があることから、承水路付近に搬出道路を移設することを検討している。
- ・また、③貯留トレンチ西隣の廃棄物等は、地下水汚染について調査を行い、汚染がないことが確認された後に、矢板施工を行い、掘削する。
- ・最後、④北海岸遮水壁沿いの廃棄物等は、撤去方法を検討し、最後に掘削する予定とした。
- ・それぞれの時期における計画図の中で、下線を引いている部分が現計画からの主な変更点である。黄色が掘削区域、ピンクの斜線が直下土壌、緑色が掘削完了区域を示している。
- ・今年度の第4期、平成27年1月から3月までの計画において、掘削時期を変更するほか、進入路下と西海岸の廃棄物等を掘削することを追加した。また、H測線沿いで地下水汚染調査の検討を行うとともに、橋梁形式による搬出道路についても検討、施工を開始する。
- ・平成27年度第1期、4月から6月までの掘削計画であるが、H測線沿いで地下水汚染調査を行う。
- ・平成27年度第2期、7月から9月までの計画では、搬出道路の運用を開始したいと思っている。また、H測線沿いでは、地下水汚染がないことが確認された後、矢板施工を行い、廃棄物等や直下汚染土壌の掘削を進める。
- ・第3期、10月から12月の計画では、北海岸の掘削について、安全な掘削方法を検討する。また、H測線沿いの矢板を撤去する。
- ・第4期、平成28年1月から3月には、第2工区で北海岸沿いの掘削を行う。また、廃棄物等仮置きヤード工事を施工する。この仮置きヤードが完成し次第、重機等を増強して、順次廃棄物等を掘削・移動する予定である。
- ・最終年度である平成28年度の計画では、4月から6月において、底面掘削を完了し、残りの期間は廃棄物等仮置きヤードに仮置きしている廃棄物等を順次均質化する。第2期、第3期は直下土壌の掘削完了判定調査を進め、廃棄物等は仮置きヤードで均質化し、処理を進める。
- ・平成29年1月末には掘削完了判定を終了する。廃棄物等については、2月に完全撤去し、その後、仮置きヤード及び混合面は表面を水洗浄する。
- ・そして、平成29年3月末に廃棄物等は撤去され、施設が残るだけの状態になり、この施設については、平成29年度以降に他の施設と同様に撤去する。以上が、11月の管理委員会で承認いただいた掘削計画である。
- ・続いて、廃棄物等の搬出道路の設置であるが、概要は先ほど第3次掘削計画の変更で説明したとおりであり、混合面の移設や北海岸の廃棄物等の掘削に伴い、現

搬出道路を廃止して、新たに搬出道路を設置するものである。なお、構造については、橋梁形式である。

- ・標準断面図のとおり、下から支柱を立てて桁受を設置する。主桁の上には覆工板を設置し、アスファルト舗装を施す。幅員は6 mである。雨水排水対策として、アスファルト舗装に1.5%の勾配を取ろうと考えている。また、ガードレールも設置する。
- ・縦断面図を見ると、橋梁の勾配が9%、橋としては取り合わせの盛土部分を含めて約60 mの長さの工事になることがわかる。
- ・施工手順であるが、まず、施工ヤードを確保した後、クレーンで橋脚支柱を仮設する。支柱の基礎については、バイブロ等で打設する。次に、桁受等を設置後に覆工板を設置し、取り合わせ用の盛り土を施工する。後は、ガードレールを設置し、アスファルト舗装を施して、最後に防塵ネットを設置しようと思っている。
- ・排水対策及び廃棄物飛散防止対策としては、運搬道路上の雨水等については、道路の縦断勾配により廃棄処分地側に排水されることとなる。また、飛散防止については、ガードレール外側に3 mの防塵ネットを設置することで対応する。なお、台風等の強風時には、ネットを撤去する予定である。

#### ○住民側

- ・掘削計画の変更について、現在、平成27年2月半ばであるが、作業としては平成26年度第4期の計画図のとおり進んでいると理解して良いのか。また、第3工区、D測線西側の底面掘削については、昨年7月初めに廃棄物層の撤去に立ち会ったが、土壌の部分は、この表示で良いのか。

#### ○県側

- ・第4期については、平成27年3月までの計画である。ご質問の平成27年2月の状況であるが、ほぼ計画どおりに進んでいると考えており、3月末までこの計画図のとおり進めていきたいと思っている。

#### ○住民側

- ・外周道路を南側に造る計画になっているが、道路の進捗状況はいかがか。

#### ○県側

- ・議事(2)実施状況のところでも報告させていただいたように、汚染土壌の搬出のための外周道路は、昨年6月に完成して、現在、汚染土壌の搬出に使用している。

### (4) 処分地内の地下水汚染状況を把握するための調査等の手法について

#### ○県側

- ・まず、概要についてであるが、現在、D測線西側については2ヶ所に揚水井を設置し、地下水浄化を進めているところである。一方で、D測線西側以外の区域については、全体的な地下水汚染の状況を把握できていない状況である。このため、D測線西側以外の区域においても、地下水浄化対策を効果的かつ効率的に進めるために、廃棄物等の掘削が完了した区域から全体的な地下水汚染状況の調査を行い、汚染範囲や高濃度汚染地点を確定した上で揚水井を設置したいと考えている。
- ・調査手法については、まず、①概況調査を行う。これは、D測線西側以外の平面

- 的な地下水汚染の概況を把握するために、処分地内を30mメッシュの区画に区切り、各区画の中心地点で無水掘りボーリング又はバックホウ掘削を行って、最初の帯水層の水質を把握するものである。この概況調査は、全区画を対象に行うものであり、廃棄物等の底面掘削が終了した区画から、順次調査を実施する。
- ・次に、②詳細調査であるが、概況調査で地下水の水質が排水基準を超過していた区域について、汚染範囲を詳細に把握するため、概況調査の区画である30mメッシュの区画をさらに10mメッシュの区画に区切って、各区画の中心地点で最初の帯水層の水質を把握するものである。
  - ・③揚水井の設置について、概況調査、詳細調査の結果、また土壌ガス調査の結果を踏まえ、特に高濃度の汚染が考えられる地点に揚水井を設置し、地下水浄化を行う。この揚水井の設置にあたっては、ボーリングにより地質や垂直方向の地下水汚染状況を確認した上で、揚水井の設置深度や仕様等を検討する。
  - ・④浄化対象の地下水は、原則として地表から風化花崗岩部に存在する汚染地下水とする。新鮮花崗岩部に存在する汚染地下水は、クラックに入り込んだもので、量もわずかで周辺環境に及ぼす影響は小さいことから、浄化の対象とはしない。
  - ・⑤調査項目については、地下水環境基準項目、pH、電気伝導度、酸化還元電位、地下水位とし、調査実施後のボーリング孔は埋め戻す。
  - ・現在、揚水浄化実施中のD測線西側と第1工区の新鲜花崗岩露出部以外のところについて、概況調査を行う。平成27年度は、図2中、右側の黄色のひし形の場所で概況調査を行う予定である。図3は、詳細調査のイメージ図である。水色が排水基準をクリアした区画で、ピンクが排水基準を超過した区画になる。赤丸が概況調査のポイントで、ここで排水基準を超過した場合には、その区画をさらに小さな10mメッシュ区画に区切って詳細調査を行い、地下水の汚染範囲や高濃度汚染地点を探ろうとするものである。
  - ・最後に、今後のスケジュールであるが、平成27年度は、先ほど申し上げたとおり、GH-23付近で概況調査、詳細調査を行い、揚水井の設置まで行いたいと考えている。その他の区域については、平成28年度以降に廃棄物等が撤去されたところから、概況調査をはじめ揚水井の設置まで行いたいと考えている。なお、揚水井の設置以降の地下水浄化の進め方については、今回の概況調査や詳細調査の結果等を見ながら、今後、検討を行っていきたいと思っている。

#### ○岡市会長

- ・地下水汚染の状況を把握することは、細かい配慮が必要になってきて、なかなか難しい。この件については、管理委員会や排水・地下水等対策検討会でもかなり議論してきたところである。地面の下のことなので、実際に掘って、少しずつ地下水を調査しなければならない。
- ・30mメッシュに区切ったところで概況調査を実施し、排水基準をクリアしなかった区画において、10mメッシュに区切った詳細調査を行うということである。このような方法で、表1のスケジュール案のとおり、平成27年度から順番に概況調査、詳細調査、排水井の設置、揚水浄化という流れで、平成33年度に向けて地下水浄化を進めていきたいという計画である。

- ・私の考えであるが、地下水浄化の完了までまだ数年かかるので、これからも調査等の手法については、いろいろ変更があるのではないかという気はしている。

## (5) 豊島住民提出議題

### ①処理事業の進行管理について

#### ○住民側

- ・処理事業の進行管理について2点ある。1点目は、廃棄物等の処理完了までの進捗に関して、掘削計画の変更が平成26年11月15日にあったことについても関係している。廃棄物等は、平成28年6月までに一応掘削が完了し、仮置きヤードに置かれ、平成29年2月までに撤去、処理を完了することになっている。平成28年7月以降は、直下土壌の掘削完了判定を進め、その計画は、先ほども説明があったとおり、1期を3ヶ月間として、年間4期で計画されている。ところが、管理委員会の開催は、年間3回で、残りの期間が2年1ヶ月という中で、実態と計画とを合わせて事業を進めることは、非常に難しい。これまで私たちは県と共創の理念のもとにこの事業を進めてきたが、実態と計画とはかなり違ってきて、その都度、実態に合わせて計画を変更したという経緯がある。
- ・残りの期間が2年1ヶ月であることを十分に考えた上で、管理委員会等を開催しないと、進行管理がうまくできないのではないかと心配している。特に、平成28年7月以降、ざっと計算しても、直下土壌について10mメッシュで75区画を調査することになる。半年で約150区画を調査するが、平面ではなく、穴状の場所もあるかと思う。そのようなところも1層として調査が必要になる。2層以上になると、それはもっとひどくなる。
- ・H測線東側の、現在貯留トレンチがある場所の経験から言えば、現在は、汚染土壌が現場に滞留している状況ではないが、かつてほんの1年少し前までは、どのような状況であったか思い出して欲しい。汚染土壌の置き場所がないからといって、北海岸の道路上に2列にも3列にも置いて、道路のアスファルトが陥没するような状況になるまで土壌を積み重ねていた。現在、その段差はそのままのかたちで残っている。そのような状況の中で、安全策をとって、管理委員会を3ヶ月ごとに開催して実態に計画を合わせていくような進行を管理していく必要があるのではないかと考えている。
- ・2点目は、地下水浄化による汚染土壌対策であるが、TP1. 3m以下の汚染土壌については、揚水井を設置して、地下水浄化による対策を実施することとなっている。県が平成25年に環境省に提出した実施計画によると、平成34年度まで対策を講じることとなっているが、どのように進行管理していくかということは、定かではない。
- ・そして、現場の北西部で実施している地下水揚水も、計画では平成25年から開始することとなっていたが、実際には平成25年9月、予定地から内容物の入ったドラム缶が約1,300本掘り出されて計画が遅れ、かろうじて井戸を掘っただけである。しかし、その井戸もポンプが壊れて、現在では簡易のポンプにより揚水している状況である。昨日、私は、管理委員会委員と油水分離装置の試運転

に立ち会ったが、井戸に本来設置されるべきポンプは設置されていない。その壊れたままのポンプで、今後どうなるのか。様々なところから想定以上の問題が出てくる。それほどこの事業は、容易ではないということである。平成28年度以降、この事業をどのように管理していくのか。進行管理に関して、方針や管理委員会の開催等をどのように進めていくのかお示し願いたい。

#### ○県側

- ・ 1点目、処理事業の完了までの進捗に関して、ご存じのように管理委員会は、進行管理だけでなく、様々な技術的指導や助言をいただくために設置をしているところであり、設置要綱にも毎年2回以上開催すると明記されている。しかし、現実には、年3回開催しているところである。
- ・ これまでも豊島住民から開催数を増やして欲しいとの意見を頂戴しており、管理委員会の永田委員長にも相談している。永田委員長からは、会議を開催して検討に値する話であれば、臨時に開催したいという回答をいただいている。私たちは、現在のところ年3回の開催を考えているが、今後の状況に応じて、永田委員長とも相談していきたいと思っている。
- ・ なお、毎月の掘削実績や掘削計画については、管理委員会の委員にも報告した上で、月1回開催されている豊島住民会議との事務連絡会でも説明しているところであり、引き続きその中で状況報告させていただきたいと考えている。
- ・ 2点目の地下水浄化による汚染土壌対策の進行管理については、調停条項に基づいて、香川県は技術検討委員会の検討結果に従い、関連分野の知見を有する専門家の指導・助言等のもとに本件事業を実施すると定められている。私たちは、専門家の指導・助言等のもと、事業を進めているところであり、現在、地下水浄化については、様々な議論をしており、なかなか難しい問題だろうと思っている。この地下水浄化対策は、排水・地下水等対策検討会において今後さらに検討を重ねていくものだろうと思っており、ご承知のように現時点で具体的にどのように処理をしていくか、まだ固まっている段階ではないという状況である。お尋ねの将来的な専門家の委員については、排水・地下水等対策検討会で処理方法に対する検討が、これからもどんどん進められていくものと思うが、その検討結果も踏まえて、今後考えていきたいと思っている。

#### ○住民側

- ・ 永田委員長が必要に応じて開催するとおっしゃったということであるが、毎月の状況を委員に報告しているものの、計画を変更等する場合には、管理委員会の承認を得なければならない。管理委員会の承認がなければ変更できない。それが果たしてできるのか。というのは、昨年7月の管理委員会で承認されたことが、次の管理委員会で変更がなされた。時間がない中で、必要に応じてと言っているが、必要が迫ったときには時間がない。処理期限は、平成29年3月末日と調停条項で決まっているので、間に合えばいいが、現在の県の計画では、平成29年2月末に処理が終了することとなっており、あまり余裕がない。私たちは、この事業の過去の経緯や歴史に学べということで、そのような安全サイドに振るべきではないかと言いたい。必要に応じてと言うものの、必要に応じて対応する時間



が残されているのかと感じている。

#### ○県側

- ・先ほど申し上げたように、永田委員長からも会議を開催して検討に値する話であれば、臨時に開催したいとのことなので、今後の状況に応じて、永田委員長とも、月1回の会議の内容等も含めて、相談していきたいと思っている。

#### ○住民側

- ・現在、掘削しているのはほとんど第1工区であり、それはすべて岩盤、新鮮花崗岩が出てくる場所で、直下土壌が出ない場所である。今後、そのような場所以外の場所を掘削する場合に、私たちが想定すべきことは何かというと、H測線東側がどのような場所であったかということである。そうなった際に、どのように対応していくのかということは、準備しておくべきではないか。
- ・今、県から回答があった、必要に応じて検討すべきことがあれば開催するということについては、はっきり言って、私たちは非常に心配している。かつて、私は、計画ではなかったが、期限内にできない案件について、これを見て、期限内にできると思うか、もしできたら、私は逆立ちして豊島を回ってやると言ったことがある。できないであろう。だから、そのようにならないために準備をしておくべきではないかと言っている。

#### ○県側

- ・今の話も十分理解しており、今後の状況に応じて、永田委員長にも相談するので、状況を見て、ご相談させていただく。

#### ○住民側

- ・日本はおろか世界で初めてのことをやっているわけであるから、何としてでも処理期限までにやり遂げたいと思っている。そうなった場合には、負の遺産であったこの廃棄物問題が、香川県にとっても、豊島住民にとっても、資産になるものと思っている。何とか成功に導いて、私たちの時代には不幸な事件があったが、このように解決したということのを次の世代に伝えていきたいと考えているので、どうぞ今後ともよろしくお願ひしたいと思う。

#### ○岡市長

- ・今後のスケジュール案をできるだけ厳守して、事業を進めていただくことをお願いする。私はお願いする立場ではないのかもしれないが、協議会の在り方としてお願いしたい。

#### ○住民側

- ・管理委員会の開催については、適当であれば構わない。残り2年間で無害化処理が完了し、次は主に地下水浄化に取り組み、跡地利用をどのように整理していくのかということが中心になると思うので、現在の管理委員会の委員構成とはまた違って来るものと思っている。その辺りを考えて、きちんとした進行管理のできるように、専門家による委員会をつくっていただくことをお願いしたい。

#### ○県側

- ・私たちが廃棄物等の撤去を期限までに終わらせなければならないと思っており、今、お話があった地下水浄化についても、重要な問題であると認識している。現

時点ではどのように対策を講じるか決まっていないので、ご意見も踏まえて今後の対応を検討してまいりたい。

## (5) 豊島住民提出議題

### ②跡地の活用について

#### ○住民側

- ・跡地利用に関係して、前回の管理委員会において廃棄物等撤去後の地下水処理にどの程度の面積を利用するのか検討して欲しいと委員に言った。平成29年3月に廃棄物等が撤去された後に地下水処理が開始されるが、豊島住民としては、早期に跡地の利用を開始したいという希望がある。利用可能な所から利用を開始したいという観点で島内でも議論し、どのように跡地を利用するかという視点を3つにまとめた。それを実現するために、具体的にどうしていくかということをもとめたので、説明したい。
- ・まず、豊島処分地の再生利用の構想というかたちで、地上権が設定されている範囲、現在廃棄物等を掘削している場所以外の場所も含むが、この範囲全体をゾーン分けしながら利用したいと考え、3つの視点を考えた。
- ・1つ目は景観回復の問題で、調停条項の前文に「豊島が瀬戸内海国立公園という美しい自然の中でこれに相応しい姿を現すことを切望する」とある。景観回復としては、基本的にはこれを目指していこうというのが、まず1つである。
- ・2つ目は豊島全体の地域振興（持続可能な豊島）と一体のものとして考えるという視点である。これは、調停成立時に豊島住民が「豊島宣言」している。その中で「私たちは生まれてくる子どもたちに『誇りを持って住み続けられるふるさと』を引き継いでいく」と宣言したので、この観点から豊島の活性化を考えていく。
- ・現在、豊島の人口は1,000名を若干切っているが、美術館等アート関連での振興など、新しい動きもあり、島外から若い人も入ってくる状況になっている。このような豊島の、今あるいろいろな地域振興と一体となったものとして跡地利用を考えたいというのが、2つ目の視点である。
- ・もう1つは、環境学習の場として島外者を受け容れるとともに情報発信することである。豊島事件というのは、その発生から調停の成立、成立後の、現在実施している廃棄物等撤去事業など、世界的に見ても多くの教訓を引き出し得る事件であると思っている。豊島事件を通して廃棄物問題の教育学習の場として、環境教育のメッカとして情報発信し、国民や県民あるいは世界の人々など多くの人にその成果を還元したい。現在、この3つの視点から跡地を具体的に考えていこうと思っている。
- ・具体的な手順としては、県の廃棄物等の撤去、地下水浄化の工程に合わせながら検討していきたいが、全体を一括して活用するというのではなくて、処分地をゾーン分けしながら、徐々に景観回復ないし環境学習の場として島外者を受け容れるとともに情報発信することを達成するように目指すということである。
- ・まず、景観回復であるが、これは平成29年4月以降、地上権設定範囲の南側の

山の稜線から南側一帯、現在、掘削を進めている場所の反対側になるが、その景観回復を始める。おそらくこの辺りは、地下水処理もあまり関係ない場所だと思っているので、オリーブ基金の援助を受けながら、植樹中心で行う。

- ・現在、豊島住民各戸に植樹用の木を配布しようと島内で議論されており、植樹用の木を配布して住民が手づくりで景観回復に参加するとともに、島外の人にも参加を呼び掛け、また、処分地見学に来た人に見学の時に植樹してもらうなどの参加形態を考えている。
- ・当時、見学者用に山の頂上に登る階段が整備されていたが、現在、これが使用不能となっている。山の頂上からは処分地全体が見えるので、ここにオリーブ基金の援助で階段状の見学施設を再生したいと思っている。
- ・廃棄物等撤去後の土地利用については、地下水処理等の状況を見ながら、どのような景観回復ができるのか、県との協議や管理委員会での処理の進め方等も考えながら、進めていきたい。
- ・地域振興と環境学習については、環境学習と地域振興の情報発信センターとして、現在、豊島の心の資料館という産業廃棄物処理業者の建物を利用しているが、これを新築したい。新築場所は検討中であるが、やはり今ある心の資料館のそばにしようという方向で考えている。機能としては、様々な目的で豊島に来る人たちの豊島紹介機能と環境学習機能を持ったものとして、豊島全体の振興策の一部として位置づけようと考えている。豊島は、文化面を含めて様々な面で様々な要素を持っているので、そのようなものも発信できるような、環境教育としての機能を持たせたい。
- ・現在はインターネットの時代であるので、そのようなツールを使いながら、あるいは、電子資料館のようなイメージも議論しており、様々な発信方法等を考えながら、あまり大きくなくて良いので、造っていききたいと思っている。
- ・新築開始は平成29年4月からとして、それまでに様々な新築構想を確定する流れで、検討しているところである。
- ・また、廃棄物等撤去後の地下水処理の間に見学者対応など、環境教育の場としての機能の具体化を検討することとしている。おそらく廃棄物等を撤去した後は、処分地内にある程度立ち入って見学者対応ができるのではないかと考えているので、その辺りは今後の県との協議の中で、見学者をどのようなルートでどのように案内して、どのように豊島事件を語っていくかということを具体化していきたい。
- ・そのような構想の中で、平成29年4月までもう2年しかないので、県との間で跡地利用についての協議を開始したいと思っている。まずは、地下水処理に必要な範囲や施設が、どの程度のものかということを確認しないと跡地利用が考えられないので、先行してその辺りを確認するとともに、掘削した後の形状がどのようになるのかという話なども協議したい。また、調停条項との関係も一定の整理が必要であると思っている。
- ・具体的な協議の場所としては、現在、毎月1回開催している事務連絡会で協議しようと考えており、平成27年4月以降、2ヶ月に1回程度の割合で、議題の1

つに挙げて議論していきたい。また、事務連絡会には私たち弁護団も参加したいと思っている。そのような形で、平成29年4月以降から具体的な一歩、いわゆる廃棄物等の撤去が終わった、さあ、再生だと、同時スタートができるようなイメージで進めていけたらいいなと思っている。

#### ○県側

- ・今、豊島住民から跡地の活用について説明があったが、私たちは豊島事業の前提として、調停条項の目的を達したときには、速やかに豊島処分地の施設を撤去して、その土地を所有者である豊島3自治会に引き渡すものと考えている。また、同じく調停条項では、この処分地を引き渡す場合、専門家により廃棄物等の撤去と地下水等の浄化が完了したことの確認を受けて、本件処分地を海水が浸入しない高さとした上、危険のない状態に整地するとされており、これまで県は、この調停条項に沿った対応を前提に考えてきたところである。
- ・廃棄物等の撤去は、平成29年3月にぜひとも終わらせたいと思っているが、その後の地下水等の浄化が完了したことの確認を受けるということは、かなり先になるのではないかとと思っている。その先で処分地を危険のない状態に整地してお返しするという内容の調停条項であるので、県としては、そのような前提で、今まで検討してきたところである。
- ・今回、豊島住民の意向をお聞きしたが、現在の調停条項との関係においても少し検討や整理が必要な部分があるのではないかとと思っている。
- ・また、部分的な跡地利用、ゾーンを分けて跡地を活用したいという話であったが、部分的な跡地利用については、廃棄物等を撤去した後でも、施設を撤去する必要があるとしたり、地下水浄化対策等も講じる必要があるとしたり、他のエリアへの影響があるものと考えており、その辺りについては検討を始めた段階である。例えば地下水浄化対策については、どこで実施するかエリアが決まっていないような状況であり、施設の撤去についても、まだ検討していない段階であるので、現時点ではかなり不透明な部分が多いのではないかとと思っている。
- ・今後、処理事業を進める中で、豊島住民の跡地利用に対する具体的な意向も伺いながら、果たして平成29年4月から部分的な跡地利用が可能かどうか、またその協議の体制も含めて、少し検討させていただきたいと思う。

#### ○住民側

- ・平成29年4月から跡地利用できるように事務連絡会の中で議論したいという提案である。議題の1つとして議論を進めていくことについては、別に問題はないという理解で良いか。

#### ○県側

- ・どのような体制で協議していくかということも含めてお話をお聞きした上で、検討させていただきたいと思っている。
- ・ただ、かなり不透明な部分が多いような気がする。ご意向はお聞きしたが、なかなか検討する課題が多いように思われ、まずはそのようなものの整理から始まるのではないかと考えている。

#### ○住民側

- ・県の立場もよく分かるが、ただ、この公害調停を申し立てたのは平成5年11月で、既に21年が経過し、あと2年で廃棄物等の無害化処理は完了するところまで来ている。その間にも調停を申請した方のうち半分以上の方が亡くなっているので、残された豊島住民が、処分地が少しでもきれいになって返ってきたという実感を、達成感を得るためには、地下水対策が終わってから返すというのでは遅すぎる。地下水浄化を開始して何年後に返還されるか分からないが、10年近くかかるという計画であり、それではまずいのではないかと考える。
- ・そういう意味では、今回提案したように、部分的にでも豊島住民に土地を返していただいて、環境教育をはじめ様々なかたちで利用したいという島民の気持ちを汲みとっていただきたい。

#### ○県側

- ・調停条項上も整理する点が多々あるかと思うし、私たちも処理事業を実施する際に、やはり環境保全と安全を第一に考えなければいけないので、その観点からも部分的な活用が可能かどうかも含めて、具体的な意向を伺いながら、できるものかできないものかの整理をする必要があるかと思うので、ご理解いただきたいと思う。

#### ○岡市会長

- ・豊島住民から提案された豊島処分地の再生利用の構想について、反対する人はいないと思うが、それをどのようにして実現していくのか、これは大きな問題であるので、真摯に考えていかなければいけないと思う。

#### ○植田会長代理

- ・地上権の設定の絡みがあるのだろうと思うが、様々な考え方があって、地上権を戻してもらおうということもあるかもしれないが、地上権の範囲で一部の使用を認めるという考え方もあるのだろうと思う。ある面で柔軟な考え方をしながら、それこそ共創の理念で進めていただき、その辺り、県も柔軟な発想で考えていただきたい。

#### ○住民側

- ・かつて、汚染土壌が直島の処理容量を超えて68万トンという処理対象量が90万トンを超えることになって、汚染土壌を島外で処理することになった。それらを検討する際には拡大事務連絡会を開催して協議を重ねた。紆余曲折があり、ストレートには決まらなかったが、現在のような状況で事業が進んでいる。
- ・様々なことが起こるが、テーブルを持たなくては、話し合いを持つ機会がなくては、一步も進まないと思う。4月からも様々な問題が起こるだろう。この処理事業は、これから先、胸突き八丁のときを迎えるが、その将来に向けてここで手を打っておかなければ、どうしようもなくなるのではないか。お亡くなりになった中坊弁護士が、平成12年にオリーブを植えようと言った。彼が植えた木は、今、花が咲いて、実がなって、オイルがしぼれる木になっている。平成12年にオリーブを植えておかなければ、現在のオリーブ油は採れていない。だから、私たちは、明日、未来のことを考えて、今、テーブルにつくべきではないか。それこそ共創の理念ではないかと考えている。

- ・ 4月以降、単純ではないと思うが、2ヶ月に1回共通のテーブルに着いて、拡大事務連絡会を開催していただけたらと思っている。

#### ○県側

- ・ 今の議論に全然水を差す気はないが、地上権設定というかたちをとっているのが、ご承知のように県有財産として管理せざるを得ない。変なかたちの管理になると、また様々な非難も受ける危険性もあるので、先述したように県有財産の地方自治法上の管理という規制が掛かっていることも考えて、それは協議していくべき課題だろうと思っている。その点、ご理解いただきたい。

#### ○植田会長代理

- ・ 私が会長代理になったときに議論を提起したので覚えているが、処理事業を的確に進行管理することが大切であると申し上げた。様々な課題はあったが、克服しながらここまで来て、いよいよ最後の段階にまで到達したということは、大きな成果だと思う。だから、一方で最後まで処理事業の進行管理を確実に、着実に、そして可能な限り早く進めるということが、1つの基本だろうということがよく分かった。と同時に、今回初めて跡地の活用という議題が提出されたということは、そのような現実が射程に入ったということなので、その意味では、私も大変感慨深いものがある。
- ・ 一般的な言い方で大変恐縮であるが、やはり最後が良くないと駄目だと思う。最後というのは、長らくどのように続いていくかという問題そのものだと思う。きれいになったというだけではなくて、豊島という島が、今後どのような島になっていくのかというような進行形で、未来にわたってどのような島になっていくかという方向性が跡地の活用に表れるということが大切になるので、その点で、一言でいうと、知恵が絞られないといけないのではないかと思う。県から指摘があったような整理すべき課題、検討すべきことが多々あって、それを整理しておかなければならないということは間違いなことだと思う。しかし、一方で整理を進めながら、検討すべきこと、整理したことを踏まえつつ、どのような方法が採用できるかということも考える必要がある。
- ・ 調停条項に「共創の理念」とあるが、「共創の理念」というのは、やはりベースに一種の信頼があるということだと思う。信頼は、広い意味での協議が積み重ねられて初めて可能になっていくということで、時には厳しい言葉も出てくることは、私はむしろその方が良いのではないかと思うので、そのようなことを続けながら、粘り強く進めていくということである。
- ・ 私は、このような段階に来たことが非常にうれしい。だから、ぜひ成功させていただきたいと思っている次第である。

#### ○住民側

- ・ 会長代理に質問がある。その検討していくべき課題を整理するということは分かるが、地下水対策が終わってから検討を始めるのでは遅いと思うので、やはり、ある程度、スケジュール的なことも含めて考えていかなければならないのではないかな。

#### ○植田会長代理

- ・私が答える立場にあるかどうかはよく分からないが、実際のところはどうか。私が見たところ、県も検討すべき課題の整理は始めており、それを整理して正式にきちんと回答するのは、やはり少し時間がかかるということかなと思う。そのような段階がどこかで出てくるのではないかと、私なりには想定している。
- ・やはり法律上の問題も含めて、きちんと整理しておかないとなかなか動けないということも事実であろうと思う。そのような意味では、どのような話し合いを、どのように始めるかみたいなこと自体を協議するということも協議の対象であると、一応言える面もあるかと思うので、そのような意味では協議は始まっているのではないかと理解している。

#### ○県側

- ・今まさにお話があったように、地下水対策がどこにおいて必要かを調べるためにどのような調査を実施するかという議論をしている段階で、その具体的な調査の結果も見て、地下水が汚染されていないということであれば、そのような協議に早く入れる可能性もあろうかと思う。
- ・現時点ではどうなるか不透明な部分が多いので、さあ、今から協議を始めようと言われても、整理しなければいけない問題が多いのではないかと回答せざるを得ない状況である。
- ・調停条項上では、地下水等の浄化が完了したことの確認を受けることとなっているが、そこは全体の状況を見て、果たしてどのような状況が良いのか、検討していかなければいけないと思っている。だから、先ほどが会長代理おっしゃったようなニュアンスがごく近いと思っているので、排水・地下水等対策検討会の審議の状況も見ながら、お互いに整理をしていけば良いと感じている。

#### ○住民側

- ・地下水対策の必要性はよく分かるが、先述したように処分地南側の斜面や当時香川県が設置した見学できる展望台への階段の後ろ等は、地下水浄化完了後となる10年後から跡地の活用を開始しなければならないものではなくて、もっと早くに活用できると思う。
- ・特に景観回復の話をする、場内に結構な量の資材等があって、処分地南側の山を越えた場所については、豊島住民会議等が賃金を払い、島民のボランティアの支援を受けながら、ここ2、3年、きれいにしてきた。処分地内に隣接する中国電力の敷地内については、豊島住民から中国電力に要請して、枯れた松を清掃し、伐採等している。そのように、原状回復に向けた様々な努力は始まっており、それをもう少し進めたいということで、豊島住民から検討・協議をしながら、跡地の活用について議論をしよう、協議をしていこうということが趣旨である。掘削・処理とある程度切り離して跡地活用できる場所も多々あると思うので、ただ、返事をしてくれという話ではなく、今後、なるべく早い時期から協議が開始できるように検討をお願いしたい。

#### ○岡市会長

- ・本日は長時間にわたり議論いただいたが、これで協議会を終了させていただく。どうもありがとうございました。

以上の議事を明らかにするために、本議事録を作成し、議長及び議事録署名人が署名・押印した。

平成27年3月27日

議事録署名人

議長 岡 市 友 利

協議会員 安 岐 正 三

協議会員 田 代 健